## 第三節 村政と民衆運動の展開

## 1 訴願する村々

権を得るに及んで、その存在が菜種作農民にとって大きな問題となっていた。 きがあった。その後「明和の仕法」によって在方の絞り油屋仲間が公認され、 種訴願 広がる菜 灘目の絞油業産地を控えた西摂農村では、その原料としての菜種や綿が盛んに栽培されていた その販売をめぐっては、すでに宝暦・明和年間ころより、農民たちの販路拡張を求める動 菜種購入について一種の独占

じて菜種を油相場よりも下値に買い取るよう申し合わせていると指摘しているが、同日に莵原・武庫両郡名 義で出された別の訴願でも、 文化二年 (一八〇五) 七月五日菟原郡一八ヵ村は、 小前百姓がわずか二~三斗の菜種を売るのでも油屋以外だとすぐ違法として公 同郡の水車絞り油屋たちが、 新たに目代や手先の者を通

以前に前貸し銀の形で菜種を販売したい、そうすればそれを元手に夏作 (表作) の肥料などの手当てができる この時の農民たちの要求は「仕入銀の姿にて銀子を調達したい」というもので、 いいかえれば菜種の収穫

儀に出訴されるので困ると訴えている。

能勢郡 有馬郡 島上郡 川辺郡津 豊島郡 島下郡 摂 玉 交野郡 湯山 武庫郡 白川の 克原郡 o野 八部郡 西宮 茨田 大坂 三郷 東成郡 郡 河内郡 若 活 間 那河 宮〇〇天王寺 兵庫津 古市0 占市郡 大鳥 国 和郡 石 崩 o長 泉郡 泉南郡 郡 錦部郡 五 日根郡 0 20km 図 27 国訴関係地略図 七月 要求は認められず、農民たちは翌月の

訴願となったのであろう。 しかしこの 態がより深刻化したために、この度の くなったことに起因している。 その ことが定められ、

河

内 同

和

泉三国の絞油業に関する仕法改正によって、

油屋は従来のように農民へ前貸し銀を与えるなどの便宜を通じて菜種を確保する必要がな

武庫・莵原・

八部三郡の菜種は在方の油屋

それは明和七年(一七七〇)

の摂津 販売する

様の主張は、

寛政九~十年(一七九七~九八)の訴願でも見られたが、

求と共通しているといっていいだろう。

役人が預かって小前に銀子を調達したいという二郡村々の要求も、

というわけで、それが農民たちの要求の主眼であった。

また小前百姓のわずか二、

三斗の菜種の場合は、

村

している。 を止めさせる点に絞って、 改めて出願

いとして菜種を買い付けていること 油屋たちが目代や手先の者を仲

八村は芦屋村・打出村から野寄村に 五六村が連合しているが、 この出願では蒬原郡 **淺原郡** 、村と武 Ö 庫 郡

歴史編Ⅱ 近 世

. う要

前貸し銀による菜種販売の容認とい

それ 強さを物語っている。 たる住吉川以東の村々で、 まで訴願を拡大させていく原動力になっていたといえる。 にもかか わらず一 このような商品作物生産者としての共通性が、このあと郡を越え、 緒になって訴願しているの 支配関係でみれば、 尼崎藩と幕府代官所という支配違いの村々が含まれている。 は、 武庫郡同様、 文化二年八月二十五日、 菜種作農民としての利害関係の共通 摂津・ 二~三カ国 河内の二カ国 規模に 五六

八カ村が願

い出た訴願は、

その最初のものであった。

のあったことが知られる。 こが中心になっていたか の訴願 摂河村 き百姓 文化二年の八月十日ころ、 同 わからないが、 が難渋しているので、 摂津 河内交野郡村々の間に回された廻状では 河内・和泉の広い範囲で、 摂河泉三カ国が出願する予定だ」と記されており、 一斉に農民が菜種訴願を行う計 「菜種の売りさばき方につ この頃ど

げられ、 パの油屋 る K は八月七日であるが、その八日後の十五日には、 そして確 は 摂津 両方ともに n から直接購入できるようにという要求も提起されてい の川辺・豊島郡八三村、 かにこの月、 だけの規模に広がったために、 「諸商人望みの者へ勝手次第に販売できるように」と拡大され、 摂河 0 対々か 河内では山形藩領 らの訴 訴願の内容も、 願が相次い 河内の狭山藩領二四村が出願し、 四四村が相次いで訴願し、 でいる。 菜種だけでなく同じ油の原料である綿実も取り上 る 麹原 武庫二郡 五六八カ村の訴 0 村 またあわせて灯油 その一〇日後の二十五 々が二度目 願とな K H 願 を在 って L た

Ħ 0)

Us

ての需要は高く、 油 購 艺 0) 間 題はこれまでの訴願ではなかっ 在方の絞り油屋を通じて購入していた。ところが幕府は江戸の需要確保を優先する政策 たものだが、 当時都 市のみならず農家にお いても夜 間 0) 灯 油

力

はこのまま願い下げてしまっては、 0 訴願が前貸し銀による販売を求めていたことからいえば、 る。 種や綿実の種物は、 屋 大坂町 規模が広域化したために、このようなこととなったのであろう。 油屋からすべて大坂に集中することが指定され、 それをなんとか打開 仲買いを通じて買わなければならなくなった。 '奉行所では、 油屋仲間 この時 してほしいというのが、 の訴願を の申合せによって買いたたかれ、 「容易ならざる義につき採用しがたい」として却下したが、 菜種栽培 124 (『国産考』) この時の訴願 ħ よう願い出てい 郡七四カ村は、 日までの日延べ 当然、 7 ているとして、 その結果農民はやむなく、 ところがこの いるが、 この時の要求の主眼は大きくずれているが、 駄賃· 二度目の訴願では目代 両者の価格はいたって不釣り合いとなっ 0) を願 油 間 る。 趣旨である。 口銭が掛かって高値となる。その一方で菜 屋が の閏八月五日、 この願 っている。 い 同年八月の遠原・ 大坂に一度集められた油

油屋たちがいっそう不法なことをするだろうからと、 新規に目代を使って、 別途に先の莵原 翌月の閨 時の 相 農民たち 八月十七 場 武 を 無

視して菜種を買い付けさせているため、 五人を告発しており、 そのような不法な買い付けを止めさせる そのかいあってか十月には灘目 も閏八月十九日まで日 手先と唱 菜種 0 価格 かる 低 بخ 0)

武庫

0)

訴 郡 7 一貫して採り、

そのために原料である菜種の販路にも統制を加え、

油も寛政十年の幕府令では、

在方の絞

ある。 それによって菜種・綿実の販売が手広くなったと評価しているので、遅ればせながらも一つの成果があった る。 摂河二国五六八カ村の訴願は日延べにもかかわらず、その年のうちに成果を得ることができなかったようで .稼ぎ仲間から、今後は目代を使っての菜種買い付けはやめ、 このようにして西摂の菟原・武庫二郡村々だけは、 灘目の水車絞油地帯を控えるこの地域だけは、摂河二国中でも要求が際立っていたといえるだろう。 しか し訴願 か 5 一年以上経った文化三年十二月、 別個に独自の進展があったが、並行して出されていた 油方年行司が解散させられており、 油屋が直接買うようにするとの回答を得てい 後年農民たちは、

## 2 国訴の展開

というべきであろうか。

訟で、 訴訟で、こちらには一一〇二ヵ村が名を連ねている。 文政六年 これには一○○七ヵ村が参加し、 ところがそれから一七年後の文政六年(一八二三)、 の大きな訴願運動が行われた。一つは大坂の三所実綿問屋に対し、実綿の自由販売を求める訴 いま一つは文化二年 (一八〇五) に一度掲げられた油と種物をめぐる 摂津の全村数が九○一、河内が五六一、あわせて一四 摂河二国の村々の大半を巻き込んで、二つ

実綿の値段が低落しているので、その対応を協議したいとして、大坂上本町の郷宿に集まるよう呼びかけた この時の二つの訴願は同年四月半ば、 大坂近接の今宮村庄屋新左衛門ら五名の幕府領組合村惣代が、 六二村であるから、その七○%前後が参加したことになる。

もちろん市域村々の名も、その中にある。



惣代が選ばれた。 頼されているが、 ;せて菜種の買入価格を踏み下げているので、それも合わせて訴え出ようということに決まった。 この時の協議を受けて、 百姓 一同は難渋している。 この時村々から「綿、 蒬原郡では中野村弥惣左衛門・熊内村幸左衛門・森村源太郎の三人が、村々から惣代に依 以後摂津・河内の各地で訴願の準備が進められ、 そこでこれらのことについて訴願するため、 菜種・綿実の売りさばきが手狭となり、また油小売り値段も高値 頼むのでよろしく取り計らってほしい」との一札を入れて 一郡もしくは同じ所領かぎりで あなたがたを郡中惣代として

計らっている証拠を集め、

催された。

この集会では、

ことに始まる。

そして四月十七日摂河両国から五〇人ばかりの代表が集まり、

「御料私領大参会」 問屋が

が大坂

「手儘に」取

ŋ

実綿価格低落の原因は大坂の三所実綿問屋にあるとして、

か

村によっては綿ではなく菜種を作っている場合もあり、そのような村々では、

なんとか実綿が手広く販売できるように提訴しようということが決められた。

近年油屋たちが申し合

上納し、 代の数は二九人に及んでいる。 まず七八六村が訴訟し、二十六~七日にも二二一村が追訴 V 合計一○○七村がこの訴願に名を連ねることとなった。 る。 訴願の中で農民たちは、 その販売銀で三分の一石代銀をはじめとする年貢銀 このようにして実綿訴願については翌五月二十五日 さらに肥料代ほかの諸経費支払いにも充てている 摂河の村々では広範に綿作を行

507

歴史編Ⅱ 近 世

ている。 付けに農家までやってきてその買い人気で相場が自然とたっていたが、近年大坂三所実綿問屋が申し合わ: した者には詫び証文とともに法外な口銭を要求している。そのため在方の商人たちはかれらの手先同様にな て新法を立て、 との状況を述べたらえで、次のように訴えている。 他国の商人もそれを嫌って買い付けに来ない。そのため綿の値段も、 綿は年貢上納のうえで第一の引き当て作物であるから、このままでは年貢の上納にも影響する。 実綿を他国へ売ったり、船積みしたりするのは実綿問屋以外にはできないとして、それを侵 「これまでは綿の取り入れ後、 かれらの思うように踏み下げられ 各地の商 人が 実綿を買

問屋から謝罪と口銭を要求された一札は、その一つなのだろう。 寺村平野屋新兵衛が、 五兵衛の指示によって削除したものに引き替えたようである。あわせてこれも寺西の指示に従って、天王寺 に差し出した訴状には、三所実綿問屋の取り放ち (解散) を要求する文言が入っていたのを、 勝間 このころ油・種物訴願惣代の一人として大坂に出ていた白川村庄屋佐源治の手控えによると、当初奉行所 ・今宮辺りでこれまで三所間屋に取られた詫び状を五通ばかり添えて、二十七日提出している。 摂津勝間村で買い受けた実綿六七本を、 直接兵庫の油屋太助方に売りさばいたとして 係り役人寺西弥

れまで通りいずれへも自由に売れるようにしてほしい」というのである。

惣代たちは綿問題よりも広範な連合を組織しようとしていたことがわかる。 に示され、 和泉三カ国同様なので、 油 実際に出訴したのは六月十三日のことである。 種物の訴願の方は、 緒に訴願に加わるように」との打診が和泉の村々に対してなされているので、 翌二十六日に河内三日市村五兵衛の作成した案文が、 この間大坂の惣代たちから「油の問 大坂に集まった惣代 題 心は摂津

写真 126 綿繰り作業 (『綿圃要務』) 今後同 を申し合わせるなどの不正なことはしないという証文を こうして綿訴願は、

たが、 に対し奉行所は、 りつつあった問屋側としては大幅な譲歩になるだろう。 うものであるが、 で百姓が て公認された時、 惣代たちは日延べを願って相談し、二十三日には訴状を取り下げている。 かえれば農民側の主張が通ったことになる。 「直売り直船積み」することは何ら支障がないと答弁している。安永元年(一七七二)に株仲間とし 三所実綿問屋以外にも手広く売買してよいとの回答を示し、済口証文を出すように指示 それ以来徐々にその市場圏を拡大し、 彼らに保証された独占権は大坂市中に限られてい その結果綿訴願は急速に終息に向 摂津・河内の村々における実綿の独占的購入圏を作 たので、 この答弁はその原点に戻るとい かい、 七月六日農民

に買い付けに入り、 さらに在方の綿商人たちからも、 仲間が譲歩する形で終結をみたが、この時農民たちは な事態が (いずれも大阪市)に通報するようにと申し合わせて 様な事態が生じ、 起これば、 決して買い場所を限定したり、 すぐに 天王寺・今宮・勝間の 三村 農民の大連合の前に三所実綿問 実綿の売買に支障が生じるよう 今後はどの村にも自 値段 る。 由

在方

に三所実綿問屋が奉行所に召喚されて、

大坂の川内を直接船積みすることはわれわれ以外出来ない

このようにして二つの訴願は連携しながらも、

別個

の過程をたどることになった。

綿訴 願

は六月二十八

H

取るほどの念の入れようである。

○○二ヵ村(一一○七村、一一七八村という史料もある)、 油と種物をめぐる訴願の方は、このように順調にはいかなかった。文政六年六月十三日に 六三人の惣代の名で出された訴 状は、

る (2)種物の販売はせっかく手広くなっていたのに、また年行司同様のものができて値段を不当に踏み下げてい ①油は大坂油問屋―仲買いを経て買うのではなく、直接最寄りの在方油屋から時の相場をもって買いたい、 きるようにしてほしい、 (3)このように菜種の値段が低ければ、 との内容であったが、文面に不行き届きがあるとしていったん願い下げ、十八日再 肥料の手当ても思うようにできないので、干鰯屋などに質入れで

度願い出ている。

ある。 0) の村 年四月十三日、 それに対し大坂町奉行所は、 々に参加を呼び掛け、 一々が願い出なければ採用できないと答え、七月五日まで日延べされている。 和泉の三二〇村を含めて一三〇七村(一四六〇村というのもある)が出訴した。 さらに播磨からも参加したいとの意向が示されたが、これは結局実現せず、 認められる点もあるが、 油は摂津 : 河内 和 泉三カ国同様であるから、 そのため惣代たちは、 三度目の訴願 和泉 泉

簿を奪ったこと、今の菜種値段では栽培に要する費用(人夫代まで含めて)を賄えない、 詳細に述べられている点である。 価格が引き合りような仕法の設立を求めているが、 ここで農民は従来通り在方油屋からの油直接購入を求めながら、 たとえば種物問屋が もっとも注目されるのはこれまでと違って理由が極めて 「御用」の名の下に大坂周辺の村役人宅に押し入り帳 種物については先の主張と変わ 大坂の油屋で同じに買 って種物

% た油 人数の 口 でも値段 減少に が 減り耕 9 K 地が ず いては惣代が村々に対し実際に調査、 Ų, 荒 Š ん開 れ菜種の作付けも減っている、 きが あり公正な売買とは Ų, えな 報告するように求めてい などである。 油仲 このうち明 間 から 公認され 和年間 るので、 7 か 以 ら三カ 七年春 来五 〇年 玉 この訴 蕳 お よそ二 願 は

0)

ような調査を踏まえ用意周到に

行

われたといえよう。

願 お 0) 値段引き立て要求は引き続き訴願するとの決心を固め、 背くので認めら したが、三月四日奉行所で申し渡された判定は「小売り油を在方絞り油屋から直接購入させるのは御定法に せたので、 広 かい そのかいあってかこの度の訴状は受理され、 6 から る。 種 り 数えて、 その がは摂津 物や油 それについて農民側の返答をするように求められた。  $\Pi$ 答が 0) れ 問題は 年九カ月が経過していた。 河 ts 内 あ い」という、 から和泉、 0 たの 「数万の百姓露命 は同年十二月二十一日のことで、 そして今回は参加に まったく農民の期待に沿 相続のもとい」とい 道のりはまっ 惣代は奉行所から、 い 油 たらなかったけれども、 わない たく遠いといわなければならないが、 K ついては訴状を取り下げている。 大坂三郷 う地域意識を作りつつあった。 B 農民側は翌八年一月十二日に返答書を提 審議のらえ追って沙汰するとの回 0) であ の 油 9 た 屋仲間 やむなく農民たち 播磨にまで広がろうとして [を糾明 返答書 六年六月 すでに |答を得 菜種 0) 出

車 出 油稼ぎ人の名代だとして、 願 文政十年西摂 郡の訴願 は 度に わたっており、 文政八年三月に訴! 部三郡 仲買の印鑑を持たない まず閏六月十八日付けの莵原郡二三村、 村々では、 願 を取り下げ 二年後の十年閏六月、 た摂津 者には菜種を買わせないなどと不当なことをいって、 河 内 早くも菜種販売につい 和 泉の農民たちのうち、 武庫郡 四〇村の訴状では、 ての 西摂 出 願を再開 0 最近また水 武 庫 菜



127 菜 種訴願

状 (部分)

同様で、

水車絞油業を控えるこの地域では、

様の内容を訴えている。

農民の主張は、

文化二年の時とまったく

手を変え品を変え菜

車請負人吉田屋吉右衛門ならびに名代の者と特定したらえで、

部郡も加わった八月二十一日付けの訴状では、

相手を住吉村の水

民と油稼ぎ人の直接売買を認めてほしいと主張している。また八 年の訴願によって禁止されているのでやめさせ、これまで通り農

る。

種の独占的買い付けを企てる者が後を絶たなかったものと思われ

する住吉村の村役人に引き合い (示談) を申し入れている。 買人を決めて一手に菜種を買い付けている問題について、 森村次左衛門、 立ち六月二十八日、 ところでこの訴願については、詳しい経緯がわかる。 段上村五郎左衛門、 それに対し住吉村役人は、 武庫・莵原郡の惣代四名 西大島村弥市兵衛) 吉田屋の手元調査をし (中野村弥三左衛門 は、 吉田屋が仲 出訴に先 彼の属

そして閨六月十四日、 二郡惣代から、 熊内 花熊 坂本・ 板宿 白川五村の庄屋に対し急廻状が回された。

たようで、ここに出訴

の準備がなされる。

閨六月十六日、

示談に備えた返事をしたのであるが、

それは惣代たちの受け入れるところとならなかっ

文化二

種を買い占める者がある、

このような仲買による独占は、

二ヵ月後の八月二十五日であった。

の件について相談したいので、二十日相生町の茶屋次兵衛方に集まるよう触れている。 より成る)では、 のであった。 これを受けた灘組の村々(北野・中宮・花熊・坂本・荒田・奥平野・石井・夢野・鳥原・白川の一〇村 である。 それは、 ついては各組合村の意向を、 油屋仲間が名代を置いて菜種の一手買い付けを企てているのをやめさせるべく十八日出訴する予定 奥平野村が十七日早朝惣代として出坂し、 十六日までに大坂島町大和屋新兵衛方に持って来てほしい、というも 帰村後の六月十九日、 花熊村から各村々に菜種 協議の結果、 灘組

は出訴に加わることを決め、その役を奥平野村に依頼している。

印し、 村に届けられ、 なたに頼むのでよろしく」との一文が添えられていた。 たので、その時までに出坂してほしい、また願書を回すのでご覧の上調印してもらいたい、 その後二十三日、 二十八日それが花熊村から惣代中野村弥三左衛門のもとに届けられている。 同村からさらに組内各村にその旨が伝えられている。このようにして灘組村々では願書 惣代から参加の旨承知したが、 いま少し不行き届きの点があり、 その時「灘組としてはあ 出訴 は二十七日に との書状が花熊 延

きかけがあったが、 このような経緯からみると閏六月十八日にまず武庫・ は提出されたものではなく「案文下書」ということになり、三郡村々が実際に大坂町奉行に出訴 八部郡の準備が整ったのは二十八日以後とみられるので、 **莬原郡だけで愁訴し、** 閏六月付け三郡名の訴状 並行して八部郡 へも参 したの 加 は 0 実

を願っていたのだろう。そして直接吉田屋と示談し、 この間どうしてこれだけのブランクがあるのかよくわからないが、惣代たちは一度出訴したのち、 吉田屋の方から鑑札は引き上げるとの返事を得て、 日延べ

取り上げられないこともあるというので、八月十二日急遽西宮に惣代が参会し、十八日に出訴と決め、 民側には当年中は見合わせようかとの意見も出ていた。 前 て最終的に出願したのは八月二十五日のことで、 の十六日、 大坂に武庫・莵原は二人、八部は一人の計五人の惣代が集まることになったのであろう。 武庫五一、菟原二二、八部一○の合わせて八三村が名を連 しかし日延べが長引いては、 享保年間 の例のように そし 二日

ねている。

訴状の日付は八月二十一日で、文面は閏六月の草案と同じである。

が、これまでと変わることがあればいつでも訴え出るという条件を強調するのを忘れては けて吉田屋が次に尋問され、 でも協議のらえ、九月十九日惣代たちは願書を取り下げている。しかし農民たちはその際、 えているのであれば、 その 名代と称して菜種を買い集めている西宮綿屋吉三郎ほか一七名を、列記して提出している。 時 奉行所から不正の買い方について問いただされた惣代側は、翌二十六日、 支障が生じないように熟談すると答えた。その結果奉行所から示談が勧められ、 彼はこの度の名代は、文化年間の目代と同じではないが、郡中村々が支障を訴 油稼ぎ請負人の鑑札を 1, 示談には応じる な か った。 村

訴願の経 費と負担 このように訴願が一段落した村々では、そのあと訴願運動に要した経費を精算し、 している。これによって国訴と呼ばれる合法的な訴願運動の特質を知る手がかりが得られるの 村々で負担

、少し考察してみよう。

坂では町奉行所への出訴のために会合し、 ば表11の通りである。 文政十年の菜種訴願の場合は十月二日、 これによると訴願の経費の過半は、 西宮では出訴を準備する過程で三郡の惣代が集まったのであろう。 西宮に三郡惣代が集まって、 大坂 西宮などでの参会に要した費用である。 諸経費の精算が行われた。 集計すれ

思われる。小橋屋は役所の用達であるが、訴願を進大新などはその時の会場で、たぶん郷宿であったと

とく水盃を飲み交わすといった雰囲気がうかがえな後述のように会合には酒も出されており、一揆のごており、願書は清書されていたことがわかる。まためるうえでの謝礼であろう。また筆耕料が支払われ

表 119 文政10年 (1827) 菜種訴願の経費

費	目	金	額
大坂参会経費(いて甚・八木屋)		タ 48.1	
同()	大新)	11	1.34
西宮参会経費(分	丹波屋五兵衛)	9	6.47
参会経費(亀重)		91.5	
(小	計)		7.41 .6%
小橋屋礼金		32, 4	
同手代衆土産		8.1	
八郎兵衛諸取り替え		26. 2	
筆耕料(喜作)		32.4	
同人賄い代		6	0.0
合	計		6. 51 0%)

資料: 神戸大学所蔵文書

合わせた三二六匁六分が同郡の負担となる。 その村高合計が一万七千石 武庫郡の場合ではこの時の訴願に五三村が参加し、 (実数)であったから、 高負担分が二三一匁二分、

村負担分が

九五

匁四分となり、

を村割りと高割りにするのは、 よう求めているが、 にこの上に惣代の出張に伴う経費(賄い代と酒代) が 加わり、 かしこれが経費のすべてではない。 その合計二二七匁九分七厘が全負担額ということになる。 あわせて「高低なく割り掛けた」と述べて公平な負担であることを強調している。 村の大きさに大小があり村高も不均等であったことから、 八部郡灘組 の割賦分一八一匁四分二厘と、 ○カ村の場合は負担額四四匁二分二厘であるが、 これを惣代は二十五日までに支払う 今回の精算費用二匁三分三 その点を考慮して

歴史編Ⅱ 近 世

A + B

タ 326.6

137.93

44, 22

508.75

るのがわかる。

これら三 村

一郡全体

:の負担として惣代から支払い

を求め

られたもの

0)

調整方法だといえるが、

経

一費の

割り掛

けに

関

L そ

は随分と配慮され

7

で

は

Þ

に割り掛けるのだが、

が

さらに追加される。

灘組を例にとると三郡からの負担額は、

その際各郡での参会や諸連絡に要した経

三日ほか組内での会合費や連絡費に延べ一三〇匁九分を要し、それを合わ

これが六月から十月までの訴願運動に要し

て替えてもらった利子分も含めて二九八匁九分であるが、

これに六月二十

これまで立

資料: 神戸大学所蔵文書

灘組

(D)

総負担額である。

これを組の村高一

九三五石余に割ると、

ると四二九匁八分となる。

当たり二二匁二分一厘となる。

訴 願 と地 域社会

3

賦帳と共に、その支払いを十一 中 で 「諸費用が嵩みはなはだ気の毒」と述べている。 月五日までに求めた花熊村庄屋は、 決して少なくない金額である。これらの

書状

割 0

が ところで農民 ے 0 時 期 0) 訴 農民たちが村を挙げて打開を求め 願運 動 は との ように、 綿 や菜 種 た問 0 商 品作 題はそれだけに限 物をめぐ つ 7 らなかった。 何度も起こされ たと

第四章 近世社会の変容

西摂の村々でも同じであった。 えば河内古市 髪結・奉公人・杣株などについても相談したいので集まるようにと呼びかけているが、 郡 (羽曳野市) では、 一見農業生産に直接かかわらない髪結などについて、 ちょうど綿訴願が 終わり翌年に菜種訴願を控えた時期の文政六年 村々はどのような問題 それ 

を抱えていたのだろうか。

容の原型にあたる職業で、式亭三馬の「浮世床」が有名である。そこでは都会の専業的な髪結職が描 れる村の連絡係などの諸雑用を勤め、 に入れようとしているとして出訴している。 るが、それに比べると農村の髪結は村々で抱えられ、村人の月代も剃るが、主には歩行役(あるき)と呼ば **遠原郡の幕府領二四ヵ村は、** 年に二回給料として米麦の給付を受けて生計を立てている。 髪結とはいうまでもなく髪を結い、 大坂市中の髪結床仲間が、 村々にいる髪結たちを新たに仲間 月代を剃る今日の ħ 7

増すことになる。 六匁の役銀が掛かってくる。 それがこの度髪結仲間に加入することを求められ、 困難な折だからやめさせてほしい、というのが訴願の趣旨である。 髪結ではそれが払えないから、結局村々で支払わなければならず、 知らずに加入した者も出ているが、 加入すれば月 村の負担 々

行所は農村にそのような都会的職種があってはならないという原則的判断を示している。 き下げた。 るものなので、 これに対し大坂町奉行所は訴えを即刻受理し、昔から村方に髪結はいない、髪結は大坂三郷二〇〇軒に限 実際この頃には各地の農村にも髪結職はおり、 仲間 からの加入引き合いは筋違いとの判断を示している。 専業的な者も発生していたと思われるが、 その結果農民は、 すぐに願 東町奉

その結果農民の願意は容れられることになったが、三ヵ月後の十一月二十六日、 西町奉行所に大坂髪結仲



間

加入の調印をした村と髪結が呼び出され、

奉行所が東から西にその担当が替わることによって、

(『日本名所風俗図会』) 示した。

それでは村方の髪結が自宅で営業するのは床同様となるので止め、 て尋問を受けた。 している。 そして翌二十七日には不調印 村々 は困難であるとの主張を繰り返したが、 の村々が召喚され、

П

って髪を結うように求めている。

原則ではなく、

実態に則して農村

の髪

家々

を

は 9

農民や旅人を相手にしている者は仲間に加入し、 結を規制しようという態度に転じたのである。その結果、 つ 農民相手に髪月代を剃 自宅に床を構え

所の二八村(武庫七・菟原二一)は、 二日のことである。 る者は勝手次第と、 髪結職が二分されることになった。 従来通りにしてもらいたいと、 困 今度は代官役所に訴え出ている。十二月十 たのは農民たちの方で、 辻六郎左衛門代官

てい

0) があるからで、 カュ 願書によると、 床仲間 K その後翌九年二月には、 かかわらず、 負担する市中の牢番屋敷人足や仲間の経費が増加したので、 から十手・ 加入すると髪結一人に一年三六匁の加入銀を村が出さなければならない、 大坂三郷の髪結床仲間が 従来通りにしてほしいというのである。 取 り縄などを受け、 訴願の村数は同支配下の七三村に拡大し、 威張る者が 摂津 河内の在方髪結たちを傘下に入れようとしてい V て村の秩序に その分を在方の髪結に掛けようとい しもかか 河内の村々も加わっている。 れる、 だから床を構えてい それば ・るの かり この ・るか否 5 か 時 市 Ó 彼

奉行所はそれを認める意向

この件に 奉行所

態度も一

変

しい

る

原郡二一村のうち一二村までが加入、 ところがこのような動きにもかかわらず、 五村が掛け合い中で、 大勢は加入に傾き、 未加入は四村にすぎなくなり、 十年六月初めには反対 の訴 さらにその月中 願 をし てい た菟

は、

全村が加入するにいたってい

け 所もある、これでは困るので、なんとかその役銭を減らすようにしてほしい、というのが村々の訴願 の上部組織である大坂三郷長吏仲間に役銭を支払っていた。 村から米・麦などの扶持を受け、 ·ればならなかったが、近年その負担が増え、小さな村ではそれに耐えかねて非人番を置けなくなって 髪結をめぐる問題と並んで、 この時非人番についても訴願が行われている。 村の番人として治安・警察的な業務を果たしていたが、 といってもほとんどは、 非人番も髪結同様村 村から カュ Ō れらは同 援助 K の趣旨 よらな 時にそ 住 る

農民によるこのような訴願の背景にあった。 は農民ばかりではなく、それに加えて彼らには一つの身分としての組織が村を越えて存在していたことが 訴願の結末も、 またどれほどの村々が参加したのかも不明であるが、 髪結といい非人番といい、 村に住む である。

まり菜種訴願が準備されていた頃に並行して、 このほか村には大工、 は、 杣 木 挽職 との 間 杣・木挽職といった建築・建材関係の職業を営む者もおり、 で生じた問題について、 摂河の村々が 村々の訴 協議を始めていた問題で、 願が行わ れてい る。 八月五 これ は同年七月、 日出願 文政七年に して

訴願 0) 趣旨 は 杣職たちが、 台伐り・ 雁頭鋸の使用を自分たちだけに限定されたいという申請をしたことがなどの。

樹木を伐り出し販売することで、その費用を賄おうと考えた。 として賦課し、 果は不明であるが、 六五五村が結集している。 に対し、農民たちがそれでは困るので従来通りにしてほしいと出願したものである。 ような訴願の背景としてあるのだろう。 その発端は火災にあった江戸城復興のため、幕府が全国の諸藩に協力を求め、諸藩がそれを村々に御用 それに応えようとしたことにある。 台伐り・雁頭鋸が専門の杣職だけでなく、農村社会でも広く使われていたことが、この 綿や菜種ほどではないが、かなりの規模の訴願だといっていいだろう。 雁頭鋸(上) 台伐り 29 る。 組全体として負担することにしようと決めている。 が差し止めに来たら彼らと争論を起こす。しかし経費はその村だけでなく、 ろうとして、中野村など郡家組九ヵ村は村々で申し合わせ、 したがってこの度も農民が伐採すれば、かならず口銭を請求してくるであ 使用するならば口銭を払え」と言い張り、農民との間で問題となっていた。 鋸を使うことに対し、 そして伐り出しを始めた頃、 ところがその頃、農民が自分の用として柴・薪などを伐るのに、よき・ 同じような問題が西摂では、弘化三年(一八四六)にも起こっている。 この時藩領の三条村(芦屋市)などは、 杣職たちが「素人がよき・鋸を使うのは不当である 案の定西宮の杣職が抗議にやって来て争論 弘化三年春のことであ これには摂津 村持ちの山林から もし杣職たち

となり、

杣職は上部組織である大工頭中井家を通じて大坂町奉行所に訴え

河内で の結

出願

らしたわけかすぐに願書を引き下げている。

それに対し奉行所は、

困ったことであるが証拠がないと糾明できないと証拠の提出を求めたが、

村々はど

た。

出 今度は九カ村の間で、 たのである。 結果は農民側の主張が認められ、 その時の費用も含めて、 約束通り出さない村があるとして争論になっている。 よき・ 鋸の使用 は自由とされている。 ところが皮肉

連合は大きな力を発揮する反面、 の村々は、 村を巡る人々の処遇という問題にも、 西国街道筋に当たっていたため村を巡る廻在者も多かった。 内部の結束には新たな問題も持ち込んでいるのである。 村々は連合して訴願を行った。 市域を含む莵原 辻代官所管下の莵原郡 部郡

れば尺八で叩く者もいる。こうした不法な行いを取り締まってほしい。 夜の宿を乞い、 われわれ さらに無心合力を求める始末である。 村は、 同郡 の村々は兵庫・西宮に近く、村にやって来る虚無僧が多い、 の尼崎藩領一九村とともに文政十三年二月、 断られると色々の悪口や難題を言い張り、理不尽に宿銭をねだる。そこで少しでも与える また村にある米搗き水車場 次のように訴願している。 へもやってきて施し米を求め、少なけ かれらは笛も吹かず、

仲間組織に属し、 . 勧進場という決められた範囲があり、 また座頭も当時は村々を回っていた。 各地の座頭はその仲間組織によって生活の保護と規制を受けていた。 近世では視力に障害のあった人々は座頭として、当道座とよばれる その村々を勧進して回り、 また村人から祝儀 ・布施などを受け取 そして座頭組織ごと

ところが、 近世後期には経済的に豊かな地域を目指して他国から流れこむ座頭も多くなり、 その結果村人



虚無僧の本寺京都明暗寺

座頭廻在についてその規制を願

1, H

てい

る。

それによると摂津莵原郡の住吉川より西、

桝の市両名の勧進場に当たり、これらの村々ではこれまで、

八部郡西須磨村までは、

兵庫

施物を取りまとめて兵庫の座元に渡してきたが、

年 (一八三八) 十一月菟原・八部両郡の村々では、 に祝儀などを強要することも目立ったようである。

領主である谷町代官所に

写真 130

村人の祝儀や布 の座元鷲の市・

締りを出願している。 り上げられ、 合力を強いてい や京都の宮家の名をかたる薬・守札売りが横行している、 翌十年八月谷町代官所管下の村々は、 それらを御触によって禁じてほしいと願っている。 る (3)座頭や浪人も同様で、 今度は、 (1)幕府の許可を得ている勧化のほか、 先の二郡に武庫郡を加えて、 ねだりがましい行為が目に余る、 (2)虚無僧はそれぞれの留場に立ち入り、 諸寺社の名目を借りたさまざまな勧 村々を回る諸勧化に と村を巡る人々がそろって取 つい て再びその 宿を求 め 化 取

ことのないように厳しく言い渡されている。 出役宮部孫八郎のもとで聞き届けられ、 食事や湯茶をねだり、

断れば悪口を言うというのである。

この出願

以は兵庫

座元両名に対し、

以後このような

内の小前百姓のところまで多勢で押しかけ、

布施を無理強いし、

さらには 最近は村

施も村でまとめて、 留場とは、 座頭 の勧進場に相当するもので、 虚 無僧の本寺である京都の明暗寺に渡すことになっていたのに、 それぞれ虚 無僧に も廻在できる村が決められてお 虚無僧がそれを無視 ŋ その

布

その現れとして天保九

て直接、 の座頭と共通する問題といえよう。 留場の村々にまで布施を求めにやって来るようになったことが問題視されている。その意味で先述

このような農民の訴願に対し代官所は、一通り耳は傾けるものの、

になる。

ら実行性のある施策はもたなかった。そこで村々はこの後協定し、地域管理することで打開の道を探るよう 旧来の幕府令を繰り返し流すだけで何

歴史編Ⅱ 近 世